

# 認証評価手数料に関する規程

平成 21 年 10 月 13 日制定

平成 28 年 12 月 21 日改定

令和 6 年 6 月 5 日改定

- 第1条 この規程は、一般社団法人 日本技術者教育認定機構（JABEE）が実施する産業技術系専門職大学院の認証評価に関する評価手数料について定める。
- 第2条 評価手数料は 1 専攻あたりの金額は別表とする。ただし、評価手数料に消費税分を上乗せして納入しなければならない。
- 第3条 評価手数料は、認証評価申請書を受理された後、JABEE が指定した期日までに納入しなければならない。
- 第4条 この規程の改廃は理事会が行う。

<別表>

認証評価手数料

(消費税別)

| 区 分                  | 評価手数料       |
|----------------------|-------------|
| 収容定員 100 名未満         | 3,600,000 円 |
| 収容定員 100 名以上 300 名未満 | 3,800,000 円 |
| 収容定員 300 名以上         | 4,500,000 円 |